

戦没者遺族旅客運賃割引規則の一部改正について（2026年2月27日九州旅客鉄道株式会社公告第18号）

戦没者遺族旅客運賃割引規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第8号）の一部を次のように改正し、2026年3月14日から施行します。

現 行	改 正
<p data-bbox="591 272 667 304">(前略)</p> <p data-bbox="159 357 340 389">(乗車券の種類)</p> <p data-bbox="143 400 1111 560">第3条 割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券で、往復（連絡運輸とならないもので、順路が2途以上ある場合には、その順路内において往路と復路とが異なるものを含む。）となるものに限る。ただし、沖縄県に居住する遺族に対しては、普通乗車券で片道となるものであつてもこの取扱いをする。</p> <p data-bbox="159 612 286 644">(取扱区間)</p> <p data-bbox="143 655 1111 903">第4条 取扱区間は、居住地もよりの旅客鉄道会社線又は連絡会社線駅と東京都区内旅客鉄道会社線駅との相互間で、往路 <u>（往復乗車券の往片又は連続乗車券の第1券片）</u> は居住地もよりの駅から東京都区内の駅で、復路 <u>（往復乗車券の復片又は連続乗車券の第2券片）</u> は東京都区内の駅から居住地もよりの駅までとなる場合に限る。この場合、連絡運輸となるもので、東京都区内旅客鉄道会社線駅が連絡運輸区域外であつてもこの取扱いをする。</p> <p data-bbox="577 959 680 991">(以下略)</p>	<p data-bbox="1583 228 1659 260">(前略)</p> <p data-bbox="1151 357 1332 389">(乗車券の種類)</p> <p data-bbox="1135 400 2103 560">第3条 割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券で、往復 <u>乗車</u>（連絡運輸とならないもので、順路が2途以上ある場合には、その順路内において往路と復路とが異なるものを含む。）となるものに限る。ただし、沖縄県に居住する遺族に対しては、普通乗車券で片道 <u>乗車</u> となるものであつてもこの取扱いをする。</p> <p data-bbox="1151 612 1279 644">(取扱区間)</p> <p data-bbox="1135 655 2103 863">第4条 取扱区間は、居住地もよりの旅客鉄道会社線又は連絡会社線駅と東京都区内旅客鉄道会社線駅との相互間で、往路は居住地もよりの駅から東京都区内の駅で、復路は東京都区内の駅から居住地もよりの駅までとなる場合に限る。この場合、連絡運輸となるもので、東京都区内旅客鉄道会社線駅が連絡運輸区域外であつてもこの取扱いをする。</p> <p data-bbox="1563 959 1666 991">(以下略)</p>